

加木屋北部地区計画書 平成30年4月1日決定

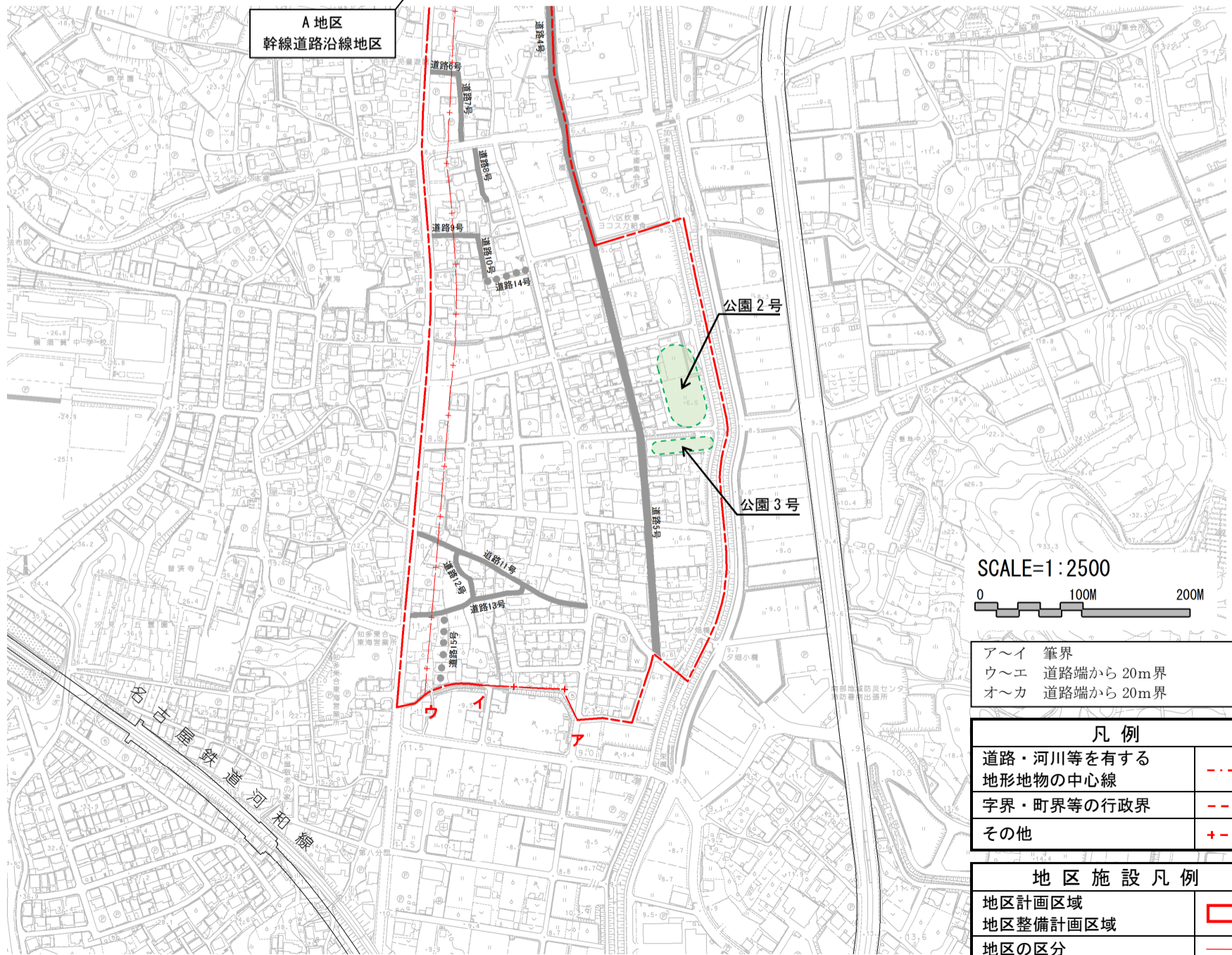
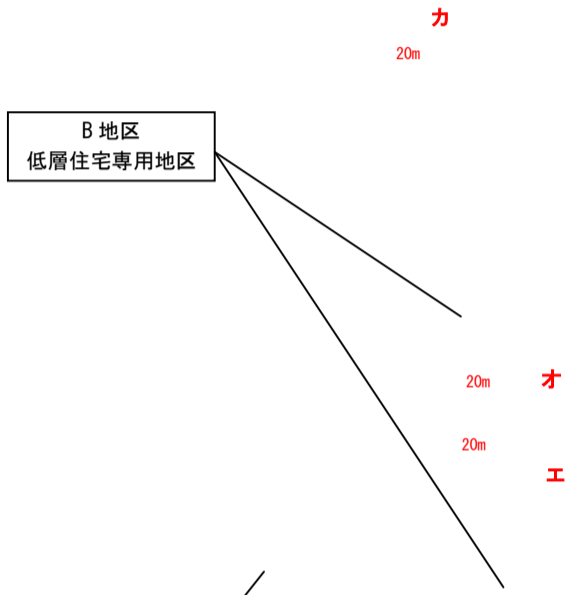
名 称		加木屋北部地区計画
位 置		東海市加木屋町裾、内堀、腹太、石田、白拍子、樋、木之下、畑尻、六反田、夕霞松、辻ヶ花、円畑及び唐畑の各一部並びに富木島町南広の一部
面 積		23.2ha
地区計画の目標		<p>本地区は市の中央部に位置し、地区東側は準用河川大田川に面しており、地区西側は主要地方道名古屋半田線、中央部には国道155号が横断している交通条件に恵まれた地区である。</p> <p>本地区は、隣接地に新駅整備が予定されており今後更なる土地利用の需要の高まりが想定されるなか、狭小な幅員、行き止まりといった問題を抱えた道路や未接道敷地が一部で見られるほか、地区住民の利用に供する身近な公園が不足しており、有効な土地利用に向けた都市基盤整備が課題となっている。</p> <p>そのため、本計画では、地区内交通の円滑性の確保に向けた道路整備や緑を身近に感じるための公園整備等を図ることで、良好な住環境を形成することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>良好な低層住宅地に適した土地利用に加え、主要地方道名古屋半田線沿線に適した土地利用をそれぞれ図るため、次の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>A地区・・・幹線道路沿道地区として、隣接する低層住宅専用地区の居住環境に配慮しながら、一定の利便施設の立地を許容した住宅地としての利用を図る。</p> <p>B地区・・・低層住宅専用地区として、良好な居住環境を備えた住宅市街地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>幅員が狭小な現道については、セットバックによる拡幅、未接道敷地の解消については、新設道路の整備を行うことで、円滑な交通処理を図る。また、公園については、既存で計画されている調整池の上部に身近な公園整備を行うことで、公園誘致圏の未カバーエリアの補填を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	配置	備考
		道路	道路1号	4.0m	約250m	計画図表示のとおり	拡幅
			道路2号	6.4~7.2m	約220m		拡幅
			道路3号	7.0~7.9m	約150m		拡幅
			道路4号	6.0~8.0m	約430m		拡幅
			道路5号	6.1~6.5m	約210m		拡幅
			道路6号	4.0m	約30m		拡幅
			道路7号	4.0m	約60m		拡幅
			道路8号	4.0m	約55m		拡幅
			道路9号	4.0m	約40m		拡幅
			道路10号	4.0m	約40m		拡幅
			道路11号	4.0m	約175m		拡幅
			道路12号	4.0m	約50m		拡幅
			道路13号	4.0m	約115m		拡幅
			道路14号	6.0m	約40m		新設
道路15号	6.0m		約50m	新設			
公園	名称	面積	配置				
	公園1号	約750㎡	計画図表示のとおり				
	公園2号	約960㎡					
	公園3号	約730㎡					
地区の区分	地区の名称	A地区 (幹線道路沿道地区)	B地区 (低層住宅専用地区)				
	地区の面積	約3.6ha	約19.6ha				
建築物等の に関する 事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。					
		1 ホテル、旅館その他これらに類するもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 畜舎	1 畜舎				

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

知多都市計画加木屋北部地区計画 計画図

1/2,500



SCALE=1:2500  
0 100M 200M

ア～イ 筆界  
ウ～エ 道路端から20m界  
オ～カ 道路端から20m界

凡例	
道路・河川等を有する	---
地形地物の中心線	---
字界・町界等の行政界	---
その他	+++

地区施設凡例	
地区計画区域	□
地区整備計画区域	□
地区の区分	---
地区施設 道路	—
地区施設 道路 (ゾーニング)	●●●
地区施設 公園 (ゾーニング)	□